

高齢者虐待防止のための指針

沖縄県うるま市字栄野比753番地2

有限会社ソーシャルサービス周

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

（1）目的

デイサービスセンタースイム、デイサービススイム池原苑、居宅介護支援事業所周、住宅型有料老人ホームスイム池原苑は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持および人格の尊重が達成されるよう、本指針を定める。

（2）高齢者虐待の種類

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

② 放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

高齢者との合意のない性的行為、またはわいせつな行為を強要すること。

⑤ 経済的虐待

高齢者の金銭等を無断で使用する、または正当な理由なく金銭の使用を制限すること。

（3）虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者に虐待の自覚があるか否かにかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあるものとして対応する。

(4) 利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わる緊急性の高い事態も想定される。

入院や措置入所等の緊急保護が必要な場合には、養護者との信頼関係の維持が困難な場合であっても、利用者の安全確保を最優先とする。

(5) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待は、時間の経過とともに深刻化するおそれがあるため、通報や届出があった場合には、迅速かつ適切な対応を行う。

(6) 組織的に対応する

虐待事例への対応は、担当者一人の判断で行うことを避け、必ず組織的に行う。

相談・通報・届出を受けた職員は、速やかに虐待対応の担当者へ報告し、緊急性の判断、利用者の安全確保、事実確認の方法、支援の方向性について組織として判断する。

特に、事実確認にあたっては、客観性の確保および職員への過度な負担を避けるため、複数名で対応することを原則とする。

(7) 関係機関と連携して支援を行う

複合的な課題を抱える事例については、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）等の関係機関と連携し、適切な支援を行う。

(8) 記録を残す

高齢者虐待への対応に関する会議内容や関係者とのやり取りは、すべて記録に残し、組織内で共有する。

記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や再発防止策の検討において不可欠である。

2 虐待防止検討委員会について

(1) 委員長の役割

委員長は事業所の管理者が務め、委員会の運営および指導を行う。

(2) 開催頻度

委員会は年2回以上開催し、必要に応じて臨時に開催する。

(3) 他の会議との一体的な運営

必要に応じて、他の会議と一体的に開催し、効率的な運営を行う。

(4) 他サービス事業者との連携

必要に応じて、他のサービス事業者と連携し、広い視点で虐待防止策を検討する。

(5) 遠隔会議システムの活用

必要に応じて、テレビ会議等の遠隔会議システムを活用する。

(6) 検討事項

委員会は以下の事項について検討し、その結果を職員に周知徹底する。

- ・委員会および事業所内体制に関すること
- ・虐待防止指針の整備・見直しに関すること
- ・虐待防止のための職員研修に関すること
- ・相談・報告体制の整備に関すること
- ・区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法
- ・虐待発生時の原因分析および再発防止策
- ・再発防止策の実施結果の評価

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 研修プログラムの作成

本指針に基づいた研修プログラムを組織的に作成し、職員への教育を計画的かつ継続的に実施する。

(2) 定期的な研修の実施

すべての職員は、年に少なくとも1回以上、虐待防止に関する研修を受講するものとする。

研修は、職員の知識および対応力の向上を図り、虐待防止に対する意識を高めることを目的とする。

(3) 新規採用職員への研修

新たに採用された職員については、入職時に必ず虐待防止研修を実施し、事業所の方針および対応方法を理解させる。

(4) 研修内容の記録

研修の実施日時、内容、参加者等について記録を作成し、適切に保管する。

4 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 迅速な報告

虐待が疑われる事案を把握した職員は、高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、速やかに管理者または指定された担当者へ報告するとともに、市町村窓口もしくは地域包括支援センターへ通報する。

(2) 事実確認への協力

市町村窓口等が行う事実確認について、関係者への聞き取りや資料提供など、必要な協力を
行う。

(3) 被虐待者の保護

虐待が確認された場合は、被虐待者の安全確保および心理的支援を最優先とし、必要に応じて医療機関や介護サービス等と連携する。

(4) 養護者への支援

虐待が養護者によって行われた場合には、養護者自身も支援を必要としている可能性があることを踏まえ、介護負担、経済的問題、健康問題等の背景を考慮し、適切な支援につなげる。

(5) 虐待者が職員である場合

虐待行為を行った者が職員であることが判明した場合には、事実確認を行った上で、就業規則等に基づき厳正に対処する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 相談窓口の設置

虐待に関する相談および報告を受け付けるための窓口を事業所内に設置する。

(2) 報告内容の適切な管理

報告された内容については、個人情報の保護に十分配慮し、慎重かつ適切に管理する。

(3) 報告者への配慮

相談・報告を行った職員に対し、不利益な取り扱いが生じないよう配慮し、必要に応じてフォローアップを行う。

6 成年後見制度の利用支援について

判断能力が十分でない高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する情報提供を行うとともに、社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

7 虐待等に係る苦情解決方法について

(1) 苦情受付窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける窓口を設置する。

(2) 苦情への迅速な対応

受け付けた苦情については速やかに事実関係を確認し、必要に応じて適切な対応を行う。

(3) 透明性の確保

苦情対応の過程については、個人情報の保護に十分配慮した上で、必要な範囲で説明責任を果たす。

(4) 解決策の検討および実施

苦情内容を踏まえ、職員教育の実施、業務手順の見直し等、適切な再発防止策を検討し、実施する。

(5) 記録および評価

苦情の対応経過および結果について記録を作成し、虐待防止体制の改善に活用する。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は事業所内に掲示するとともに、事業所のホームページ等に掲載し、利用者および家族がいつでも閲覧できるようにする。

9 その他虐待防止の推進について

当事業所における高齢者虐待防止の取組については、管理者を専任の担当者とし、責任をもって推進する。

管理者は、虐待防止に関する体制整備、職員研修、相談・報告体制の構築および対応策の検討等について、中心的な役割を担うものとする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。